

「福岡地区におけるSDGsをテーマとした観光推進事業」
に関する質問と回答

2024年9月19日

項番	質 問		回 答
	項 目	内 容	
1	仕様書 p2-5-(2)-① デジタルリーフレット・ SNS投稿の制作について デジタルリーフレットについて	デジタルリーフレットの規格（サイズや縦横比）に制限はありますでしょうか。	制限はありませんが、紙で印刷した際に閲覧しやすい規格としてください。
2	仕様書 p2-5-(2)-① デジタルリーフレット・ SNS投稿の制作 デジタルリーフレットについて	納品後の紙への印刷につきまして、PDFや冊子等、出力イメージをご教示願います。	仕様書に記載のとおり、納品するファイル形式はai形式及びPDF形式の2種類とし、冊子型・リーフレット型・チラシ型などの形態については、デジタルリーフレットの掲載内容・レイアウト・閲覧性に応じて適切なものとしてください。
3	仕様書 p2-5-(2)-② デジタルリーフレット・ SNS投稿の制作 SNS投稿文について	SNS投稿につきまして、どちらのアカウントで掲載する予定でしょうか。	福岡地区観光協議会会員（仕様書p1参照）が保有するSNSアカウント（X、Instagram、Facebook、LINE等）に掲載する予定です。
4	仕様書 p2-5-(2)-② デジタルリーフレット・ SNS投稿の制作 SNS投稿文について	投稿原稿の納品本数につきまして、1コース/1本のようにコース単位で1本という本数でよろしいでしょうか。例えば、3コースで3本納品する形でしょうか。	投稿本数に指定はありません。1コースに含まれる内容が多く、投稿を分けたほうが好ましいと思われる場合は1コースを2本以上に分け、かつシリーズものと分かるような工夫をしてください。
5	仕様書 p2-5-(3) 情報発信及びプロモーションについて	情報発信期間について「残り3ヶ月にならないこと」とは、履行期間から逆算して3ヶ月以上の期間を情報発信に充てること、という趣旨で間違いございませんでしょうか。	情報発信及びプロモーションの開始時期が履行期間の残り3ヶ月内にならないようにとの趣旨です（令和6年12月21日までに開始）。実施期間については定めはありませんので、提案内容に応じて効果的・効率的となるような期間を設定ください。
6	仕様書 p2-5-(3) 情報発信及びプロモーションについて	情報発信につきまして、「履行期間の残り3ヵ月内にならないこと」というのは、情報発信は12月21日以内に実施し、そのプロモーションは履行終了日まで実施することでしょうか。	項番5をご確認ください。
7	評価項目配点表 2周遊モデルコースの開発 について	企画提案書に記載するモデルコースは何パターン必要でしょうか。	企画提案書ではモデルコースを1案ご記載ください。 ※上記内容を含め、企画提案書に記載する必須提案項目を仕様書（令和6年9月18日15時修正）に追記しております。